天馬の株主の皆様各位 報道関係各位

天馬のガバナンス向上を考える株主の会

天馬株式会社の監査等委員による報道発表について

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」(以下「当会」といいます。)を構成する株式会社ツカサ・エンタープライズ(以下「当社」といいます。)は、天馬株式会社(東証1部:証券コード 7958、以下「天馬」といいます。)の普通株式の8%超を保有しており、天馬のガバナンスを正常化させるため、2021年6月開催予定の天馬の定時株主総会において社外取締役の選任を求める株主提案を行っております。

今般、天馬の監査等委員より、天馬が5月21日付けで開示した「第73回定時株主総会に上程する取締役候補者に関するお知らせ並びに監査等委員会の請求および株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」に関する監査等委員会の意見等を示した報道発表資料が、東京証券取引所の記者クラブに投函されております。

当会にて、上記報道発表資料を入手しておりますので、同報道発表資料を当会のホームページにて開示させていただきます。

以上

お問い合わせ窓口

「天馬のガバナンス向上を考える株主の会」事務局

報道機関窓口:電話 03-6721-5099

(報道対応に係る業務受託者:パスファインド株式会社)

ホームページ: http://tsukasanews.com

注:本書は、本総会における会社提案議案及び株主提案議案のいずれについても、当会を構成する者又は 第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。 各位

天馬株式会社

常勤監査等委員 社外取締役 北野 治郎 監査等委員 社外取締役 片岡 義正

(コード:7958、東証一部)

問い合わせ先:常勤監査等委員 社外取締役 北野 治郎

(080-7013-4098)

天馬株式会社による「第73回定時株主総会に上程する取締役候補者に関するお知らせ並びに 監査等委員会の請求および株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」 に対する監査等委員会の意見等について

天馬株式会社(以下「当社」といいます)は正式な株主総会招集通知の開示を行う前に適時開示として5月21日付「第73回定時株主総会に上程する取締役候補者に関するお知らせ並びに監査等委員会の請求および株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」を行っておりますが、監査等委員会は決議事項に対し、会社法342条の2に基づき、監査等委員である取締役の選任及び監査等委員である取締役以外の取締役の選任について、監査等委員会全会一致の意見として以下のI.及びII.に記載の意見を当社取締役会に伝達しておりますのでお知らせいたします。

また、併せて、当社の現状のガバナンス体制について、常勤監査等委員である北野治郎 及び監査等委員である片岡義正の意見を III.にて、お知らせいたします。

- I. 監査等委員である取締役の選任及び監査等委員である取締役以外の取締役の選任についての意見
 - 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)選任議案

議案の決定者:当社取締役会

候補者の氏名:廣野裕彦氏、永井勇一氏、則武勝氏、星健一氏、林 史朗氏、

倉橋博文氏、松山昌司氏

監査等委員会は、取締役候補である廣野裕彦氏、永井勇一氏、林 史朗氏 および松山昌司氏の4名について、取締役候補として不適切である旨の意見を 当社取締役会に提出しております。

【取締役候補4名への不適切意見】

· 廣野裕彦氏

法令遵守、内部統制に対する内外からの信頼回復の実現という当社の喫緊の 課題に照らすと、以下の理由から同氏は取締役候補として不適切である。

1) 法令遵守・内部統制システム再構築に関し、経営責任者として主導して積極的に取り組まなかったこと

昨年の定時株主総会において取締役候補として否認された金田宏氏・須藤隆 志氏を執行役員候補として取締役会へ上程し、それに加え、金田宏氏・須藤隆 志氏が執行役員に選任された後、取締役責任調査委員会の調査に基づき、監査 等委員会により金田宏氏・須藤隆志氏らを含む監査等委員でない前取締役に対 し損害賠償請求訴訟の提起がなされたにもかかわらず、金田宏氏を常務執行役 員総務部長として、須藤隆志氏を執行役員財務経理部長として起用し続けた。

2) 株主・投資家・ステークホルダー等を軽視した経営

監査等委員会および監査等委員が開示を要請した①監査等委員会決議に基づく取締役責任調査委員会設置の事実および②取締役責任調査委員会の調査報告書の開示をせず、株主・投資家・ステークホルダーの視点に立った情報開示が不充分である。

· 永井勇一氏

昨年の定時株主総会において取締役候補として否認された金田宏氏・須藤隆 志氏を執行役員とする旨の上記 1)の取締役会決議に賛同しており、法令遵守、 内部統制に対する内外からの信頼回復の実現という当社の喫緊の課題に照らす と、同氏は取締役候補として不適切である。

· 林 史朗氏

昨年の定時株主総会において取締役候補として否認された金田宏氏・須藤隆 志氏を執行役員とする旨の上記 1)の取締役会決議に賛同しており、法令遵守、 内部統制に対する内外からの信頼回復の実現という当社の喫緊の課題に照らす と、同氏は取締役候補として不適切である。

· 松山昌司氏

昨年の定時株主総会において取締役候補として否認された金田宏氏・須藤隆 志氏を執行役員とする旨の上記 1)の取締役会決議に賛同しており、法令遵守、 内部統制に対する内外からの信頼回復の実現という当社の喫緊の課題に照らす と、同氏は取締役候補として不適切である。

2. 監査等委員である取締役選任の件

議案の決定者:株主様2名(ダルトンおよびオアシス) 候補者の氏名:原和彦氏、後藤博孝氏、西田弥代氏

監査等委員会は、ダルトンおよびオアシスの株主提案である当社監査等委員の 選任について反対意見であり、反対意見とともにその理由として下記内容を当社 取締役会に提出しております。

監査等委員会の反対意見の理由

ベトナム不正事件に関する責任調査委員会の報告書で損害賠償責任が認められると認定された前取締役である藤野兼人氏、金田保一氏、金田 宏氏(現執行役員)、須藤隆志氏(現執行役員)、司 久氏、尾身 昇氏に対し、昨年12月25日付で当委監査等委員会は損害賠償請求訴訟を提起した。この訴訟遂行は当社コンプライアンスにとって重要事項であり、これを全うする等の観点から、当時の状況を知る北野治郎、片岡義正、坂井一郎氏を、第73回定時株主総会に監査等委員である取締役候補として議案を提出するように監査等委員会は請求した。

したがって当社監査等委員会は株主提案に反対である。

II. 本定時株主総会に上程される取締役候補者の概要と監査等委員会の意見

	議案の決定者	候補者の氏名	監査等委員会の意見
取締役(監査等	当社取締役会	廣野裕彦氏、永井勇一	廣野裕彦氏、永井勇
委員である取締		氏、則武勝氏、星健一	一氏、林史朗氏、松
役を除く)選		氏、林史朗氏、倉橋博文	山昌司氏の4名に対
任議案		氏、松山昌司氏	し反対
	株主様1名(ツカサ・	味村隆司氏、近藤典子	
	エンタープライズ)	氏、藤山邦子氏	_
監査等委員であ	当社監査等委員会	片岡義正氏、北野治郎	賛成
る取締役選任議		氏、坂井一郎氏	貝风
案	株主様2名(ダルトン	原和彦氏、後藤博孝氏、	反対
	およびオアシス)	西田弥代氏	[XX]

III. 当社の現状のガバナンス体制

- 1. コーポレート・ガバナンス体制
 - · 監査等委員会設置会社
- 2. 監査等委員でない取締役(現在5名、員数上限9名、任期1年)
 - · 当社出身取締役2名:廣野裕彦氏、永井勇一氏
 - · 社外取締役2名:倉橋博文氏、松山昌司氏
 - ・ 株主であるダルトンのグループ会社、ダルトン・アドバイザリー株式 会社 代表取締役 1 名: 林 史朗氏

- 3. 監査等委員である取締役(員数上限4名、現在3名、任期2年)
 - ・ 本年改選期となる監査等委員である取締役2名:片岡義正氏、北野治郎氏
 - 来年改選期となる監査等委員である取締役1名:菅弘一氏
- 4. 取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会(昨年11月6日設置)
 - ・ 独立性のない取締役1名:廣野裕彦氏(代表取締役社長)
 - ・ 独立性のある取締役2名:倉橋博文氏、松山昌司氏 *なお、本年4月23日までは監査等委員である取締役の菅弘一氏が委員を務めていたものの辞任されたため、倉橋博文氏が代わりに選任されている
- 5. 現時点での問題点(監査等委員会と取締役会の対立点)
 - ・ 監査等委員である取締役は、監査等委員会で審議決議をしてベトナム不正事 件に対応をしてきた。
 - ・ ベトナム不正事件に関する損害賠償責任が認められると認定された金田宏氏 らが当社事業運営上重要な執行サイドに在任することを認める現在の取締役 体制のガバナンスに問題があることを指摘〔金田宏氏は、当社第2位の大株 主であるカネダ興産と当社株式を共同保有し、当社取締役である投資会社で あるダルトンの保有株式と合わせて当社の支配権をコントロールするに足る 株式を確保し、当社本株主総会における取締役(監査等委員を含む)の選任 を事実上可能としている。〕
 - ・ 監査等委員会は、監査等委員である取締役の次期候補者を決め、取締役会に 対し定時株主総会に議案として提出するように請求した。同候補者には、意 見の対立する監査等委員である取締役の再任を含んでいる。
 - この監査等委員会からの請求があった後、当社取締役会が任意の諮問機関として設置した指名・報酬委員会は、同意見の対立する監査等委員である取締役の不適切さを指摘する答申書を提出。現在の監査等委員である取締役に代わる新しい監査等委員である取締役候補者を推薦した。任意の諮問機関である指名・報酬委員会が、監査等委員である取締役の新しい候補者を推薦して答申書を策定し、その答申書を当社が外部に開示するという極めて不自然な状況であり、加えて、答申書の提出直後に菅弘一氏は指名・報酬委員会の委員を辞任している
 - ・ 当社取締役会は上記答申書において監査等委員である取締役に法令違反や善管注意義務違反と評価される事項が指摘されているとして、「監査等委員である取締役に関する特別調査委員会」を設置し、意見の対立する監査等委員に対して圧迫を加えようとしている
 - ・ 上記答申書は、その内容について、第三者の調査や検証等は行っておらず 片岡・北野から反論書等も検証する前に、開示し、ダルトン・オアシスの監 香等委員の株主提案を誘発した